

平成18年1月31日

広島県知事 殿

防衛施設庁長官



在日米軍再編に関する中間報告に係る質疑について

(回答)

参照：平.17.12.20.付

「同件名（照会）」

平素より、防衛施設行政につきまして、多大な御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

先般、参照文書により外務大臣、防衛庁長官及び防衛施設庁長官あて照会のありました本件につきまして、関係各省各庁と協議の上、当職から別紙のとおり回答いたします。

政府としては、在日米軍の抑止力維持と地元の負担軽減との接点を求めるため、最終的な取りまとめに向け日米協議を加速し、早急にその具体的内容を詰めることとしており、その途中経過につきましては、当庁から適時適切に御説明し、御理解が得られるよう最大限努力してまいります。

以上

添付書類：別紙

本信あて先：広島県知事

広島県市長会会長

広島県町村会会長

平成17年12月20日付け「在日米軍再編に関する中間報告に係る質疑について（照会）」に対する回答

1について

(1) 及び (2) 日本を取り巻く安全保障環境には、地域における軍事力の近代化など、依然として不透明で不確実な要素が存在している。また、国際テロの脅威や大規模災害などに対して、国際社会は協力して取り組んでおり、我が国としては自国の防衛を全うするとともに、同盟国である米国と共同でこのような課題に取り組んでいく必要がある。このような観点から、昨年2月の日米安全保障協議委員会（以下「2+2」という。）においては、アジア太平洋地域における平和と安定を強化するとともに、日米両国に影響を与える事態に対処するための能力を維持することなどを含む共通の戦略目標を追求するために、緊密に協力する必要があることで一致した。また、その後の累次の日米協議の中で、日米の役割・任務・能力についての検討を踏まえつつ、抑止力の維持と地元負担の軽減を図るとの観点から在日米軍及び関連する自衛隊の態勢について包括的に検討を行い、その成果について、今回「2+2」共同文書の形で取りまとめたところである。

検討の過程においては、日本全体として負担の軽減を図るという中で、地元の状況も踏まえて、基地周辺住民の生活環境が現状よりも著しく悪化することがないように十分に留意してきたところである。なお、御懸念がある場合については、誠心誠意御説明し、その解消に努めてまいりたい。

最終報告に向けたスケジュールについては、「2+2」共同文書で示された個別の施設・区域に関連する措置について、具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成することとしている。

その間、米軍との協議状況について、適宜、地元自治体等に御説明し、御理解と御協力が得られるよう最大限の努力をしてまいりたい。

2について

(1) 現在の岩国飛行場における米軍機の機種別配備機数について、米側に確認したところ、米軍の運用に関わるものであることから正確な機数は公表できないとのことであったが、F/A-18は、中隊に平均10機から12機所属し、岩国飛

行場には3個中隊が駐留していることから平均30機から36機、AV-8Bは、中隊に平均6機所属し、岩国飛行場には1個中隊が駐留していることから平均6機、EA-6Bは、中隊に平均5機所属し、岩国飛行場には1個中隊が駐留していることから平均5機、UC-12Fは2機、CH-53Dは、中隊に平均8機所属し、岩国飛行場には1個中隊が駐留していることから平均8機であるとしており、総数は平均51機から57機となると考えている。諸元については、付表1のとおりと承知している。

- (2) 「2+2」共同文書で示された個別の施設・区域に関連する措置についての具体案が最終的に取りまとめられた後、速やかに移駐に関する準備（施設整備を含む。）を進めて行きたいと考えているが、当該移駐及び運用開始の時期については、滑走路移設事業が完了する平成20年度末以降一定の期間を経ての実施となる予定である。

厚木飛行場から岩国飛行場に移駐する空母艦載機は、F/A-18が49機、EA-6Bが4機、E-2Cが4機の計57機の予定である。諸元については、付表2のとおりと承知している。

移駐が予定されている厚木飛行場所属の空母艦載機（F/A-18、EA-6B、E-2C）の日本国内における過去5年間の事故件数は次のとおりである。

- ・墜落及び着陸失敗はなし。
- ・部品落下及び物件投棄は5件。

(参考)

○日本近海の領海外における墜落：1件

平成17年1月、F/A-18Fが横須賀の南東約100マイルの海上において米空母着艦訓練中、ストップワイヤーが切れたため、海上に落下（空母側に起因する事故）。

- (3) 移駐後の岩国飛行場における米軍機の機種別配備予定機数は、上記2(1)及び(2)で述べた内容から、F/A-18が平均79機から85機、AV-8Bが平均6機、EA-6Bが平均9機、E-2Cが4機、UC-12Fが2機、CH-53Dが平均8機、総数は平均108機から114機となると考えている。諸元については、付表1及び付表2のとおりと承知している。
- (4) 岩国飛行場周辺において、日米地位協定により米軍に水面の使用を認めている区域は、「岩国飛行場水域」、「広弾薬庫水域」、「秋月弾薬庫水域」であり、また、西方約300kmの洋上に「ゴルフ区域」及び「フォックストロット区域」、南東約250kmの洋上に「リマ区域」などの区域が既に設定されている。

このうち、岩国飛行場周辺における水域については、現時点で岩国飛行場に空母艦載機が移駐することに伴い変更・拡大することはないと考えているが、いずれにしても、今後の協議の進ちよくに合わせて、適宜適切に御説明してまいりたい。

(5) 岩国飛行場の進入管制空域の現状については、付図1のとおりである。

また、空母艦載機移駐後の進入管制空域については、今後の協議の進ちよくに合わせて、適宜適切に御説明してまいりたい。

(6) 広島西飛行場を離着陸する民間定期便が岩国進入管制空域を通過する場合は、米軍岩国進入管制所の指示を受けて飛行しているが、米軍が行う管制業務の実施方法は少なくとも国際民間航空機関で定められた基準と同等のものであることが日米合同委員会において合意されており、安全な運用が確保されている。

空母艦載機の移駐に係る具体的計画は示されていないが、仮にこれらの航空機が移駐した場合であっても、米軍が行う管制業務は現行と同等の基準に基づき実施されるべきものと認識している。

広島空港を離着陸する民間定期便は出発到着とも岩国進入管制空域を通過しない。

災害時の消防・防災ヘリコプターの岩国進入管制空域の通過については、その緊急性にかんがみ、引き続き措置されるものと考えている。

(7) 平成17年12月2日、米国防総省は、「本日、米海軍は、空母ジョージ・ワシントンが西太平洋への前方展開空母として空母キティ・ホークと交替し、2008年に日本の横須賀に到着する旨発表した。」とプレス・リリースしている。

また、空母艦載機については、同プレス・リリースの中で、「空母ジョージ・ワシントンの前方展開は、艦載機の変更を伴わず、その構成にも変更はない。第5航空団が引き続き前方展開の任務を担う。」としている。

これらのことを踏まえると、今後、米空母が交替した後も、空母艦載機の数に変更があるとは考えておらず、岩国飛行場への移駐機数にも変更があるとは考えていない。

(8) 及び (9) 岩国飛行場が米空母などの米国軍艦のいわゆる母港となるという計画はないと承知している。

また、岩国飛行場の港湾施設は、滑走路移設事業に伴う現有機能の代替として、補給物資の荷揚げ作業を行うことを目的に整備した施設であり、これまでと同様の方法により米国籍又は米国がチャーターした船舶が寄港することとなると承知している。なお、航路の詳細については承知していない。

3について

(1) 空母艦載機離発着訓練 (Field-carrier landing practice) とは、光学着陸装置を使用してアプローチ／着艦し、着艦信号士官が着艦ごとにパイロットを監督し、評価する訓練であり、NLP (Night landing practice) はこの訓練のうち、夜間のものを指すと承知している。

(2) 空母艦載機離発着訓練が実施される場合には、在日米軍司令部からの連絡を受け、公表するとともに、各防衛施設局を通じ速やかに関係自治体にお知らせしている。

(3) 厚木飛行場で実施された平成16年度のNLPの実施状況は、次のとおりである。

実施機種：E-2、S-3、C-2 (なお、S-3は平成16年度に退役)

実施機数：延べ23機

訓練回数：平成16年度は6日間実施されており、その述べ回数は約370回

訓練時間帯：18:00～22:00

注：上記実施状況は、防衛施設局職員が現地において目視したものである。

また、その際の滑走路両端における騒音状況は、付紙1のとおりである。

(4) 厚木飛行場で実施されたNLP以外の訓練については、米軍の運用に係る問題であることから、その訓練の種類、実施機種、回数、時間帯等の正確な状況は把握していない。他方、当庁が厚木飛行場において平成15年度から平成16年度にかけて行った騒音度調査の結果によれば、同飛行場に離着陸する航空機 (空母艦載機を含む。) の騒音状況は、付図2のとおりである。

(5) 及び (6) 空母艦載機のうち、F/A-18等のジェット戦闘機の空母艦載機離発着訓練 (Field-carrier landing practice) については、今回の「2+2」共同文書において、引き続き硫黄島で実施する旨が明記されており、これに反する措置がとられることはない。

なお、現在でも、空母艦載機のうち、いわゆる低騒音機 (E-2C) については、厚木飛行場で空母艦載機離発着訓練 (NLP) を実施していることから、空母艦載機が岩国飛行場に移駐後、E-2C (4機) は岩国飛行場で空母艦載機離発着訓練 (NLP) を実施するものと考えている。

(7) 広島湾における漁業への影響について申し上げれば、航空機騒音が水中動植物に与える影響との関係を明確に示すことは困難であるが、これまで防衛施設庁が実施した他の飛行場での調査結果によれば、航空機騒音が魚に与える影響につい

て確たる因果関係が認められない等の結果が得られている。

また、航空機騒音が宮島及びその周辺地域における生態系への影響、厳島神社及び同神社における雅楽等無形の文化財への影響及び宮島及びその周辺観光地に与える影響についても確たることを申し上げることは困難であるが、今回の日米間の検討の過程においては、地元の状況も踏まえて、基地周辺に住む住民の生活環境が現状よりも著しく悪化することがないように十分留意したところである。

岩国飛行場滑走路沖合移設事業完了後、空母艦載機が移駐された場合の航空機騒音が周辺地域に与える影響をシミュレーションした結果（別冊「岩国飛行場に係る航空機騒音予測コンターについて」）によれば、宮島以北の地域の騒音状況は70W（*）未満、また、宮島（厳島神社付近）における騒音値は、F/A-18等のジェット戦闘機が北方向へ旋回離陸した場合、50～60dB（A）程度（通常の会話程度）であると考えられるところである。

* 航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示）において、生活環境を保全し、人の健康の維持に資するうえで維持することが望ましい基準のうち、I類型地域（専ら住居の用に供される地域）に適用される基準値。

さらに、当庁は、機会あるごとに、米側に対し、日本の祝祭日及び地元の年間行事日程（入試、祭り、追悼式等）を通知し、訓練に際して地元行事等に配慮し、安全の確保及び周辺への影響緩和に努めるよう要請しているところであり、今後とも、米側に対し、厳島神社及び同神社における雅楽等無形の文化財への影響及び宮島及びその周辺観光地に与える影響をできる限り軽減するよう申し入れてまいりたい。

他方、大竹市、特に阿多田島については、今回の影響をシミュレーションした結果によれば、現状に比べ75Wの区域が増大しているが、これは、滑走路移設事業により飛行経路が変更されることに起因する部分が多く、また、滑走路移設後は同島上空を航空機が飛行しなくなるにより安全性がより高まることも御考慮の上、御理解を賜りたいと考えている。なお、同島は、既に全域を第一種区域に指定し、住宅防音工事への助成を始めとする生活環境の整備等の施策を講じてきているところである。

(8) 日本政府としては、現段階で、恒常的な空母艦載機離発着訓練施設の整備場所を特定しているものではないが、今後、三宅島の取扱いも含め検討を行い、引き続き、その実現に努めていく考えである。

(9) 「2+2」共同文書において、空母艦載機離発着訓練のための恒常的な施設が特定されるまでの間、現在の暫定的措置に従う旨が示されており、現在も岩国飛






行場や空母艦載機が所在する厚木飛行場が予備飛行場として指定されていることから、空母艦載機の移駐後の岩国飛行場についても予備飛行場として指定され、硫黄島で天候不良等により十分な訓練が実施できない場合には空母艦載機離発着訓練が実施されることがあり得ると考えている。

- (10) 海上自衛隊の航空機が厚木飛行場に移駐する場合とそうでない場合の騒音コンターを比較した場合に大きな変化はないが（別冊「岩国飛行場に係る航空機騒音予測コンターについて」の19ページ）、防衛庁としては、騒音の発生回数を少なくし、岩国飛行場周辺住民の方々の生活環境を少しでも良好なものにするため、岩国飛行場に現在配備されている海上自衛隊の航空機を厚木飛行場に移駐させるものである。

4.について

- (1) 米軍による低空飛行訓練については、日米安保条約の目的達成のための訓練の重要な一環であると認識しているが、米軍の訓練に際し、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元住民の方々に与える影響を最小限にとどめる観点から、日米両政府は、平成11年1月14日に6項目の具体的措置を取りまとめている（付紙2）。政府としては、従来より米側に対し、訓練に際しては安全面に最大限の考慮を払うよう申し入れてきており、今後とも米側に申し入れていく所存である。
- (2) 米軍の飛行ルート等については、米軍が飛行訓練の目的達成、飛行の安全確保、住民への影響抑制等の必要性を安定的に満たすとの観点から、一定の飛行経路を念頭において飛行することがあること、及び最大限の安全を確保するため飛行訓練を実施する区域を継続的に見直していることは承知しているが、具体的なルートの詳細等については、米軍の運用に関わる問題であり、政府としては承知していない。
- (3) 米軍の運用に関わる問題であり、御指摘のような状況が生じるかについて、政府として一概には申し上げられないが、いずれにせよ、改めて、米側に対し、訓練に際しては安全面に最大限の考慮を払うよう申入れを行う考えである。

岩国飛行場所属機の諸元について

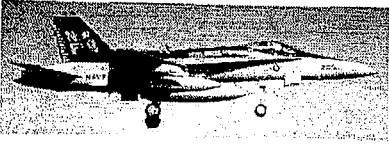
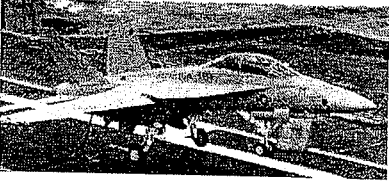

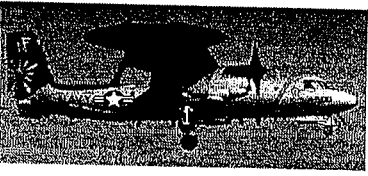
	F/A-18C/D (戦闘機/攻撃機)	AV-6B (攻撃機)	EA-6B (電子戦機)	UC12-F (軽輸送機)	CH-53D (輸送・掃海ヘリ)
外 観					
全長・幅・高 (m)	16.8×13.5×4.6	14.55×9.25×3.56	17.7×15.9×4.9	13.3×16.61×4.57	20.3×26.5×7.2
重 量	23,537 kg	14,060 kg	27,450 kg	6,750 kg	21,000 kg
搭載エンジン	F404-GE-402EPE ×2	F402-RR-408 ×1	P&W J52-P408 ×2	P&W PT-6A-42 ×2	T64-GE-413 ×2
最 大 速 度	約2,000 km/h (M 1.7+)	約1,080 km/h	920 km/h	544 km/h	294 km/h
航 続 距 離	2,844 km	1,128 km	1,840 km	3,658 km	1,425 km
乗 員	C型:1名 / D型:2名	1名	4名	2名	3名

[出典] 概要: 米海軍ホームページ <http://www.navy.mil/navydata/fact.asp>

: 米海兵隊ホームページ <http://www.hqmc.usmc.mil/factfile.nsf>

図版: 「世界航空機年鑑 2002年版」 酣燈社 2003

移駐予定機の諸元について

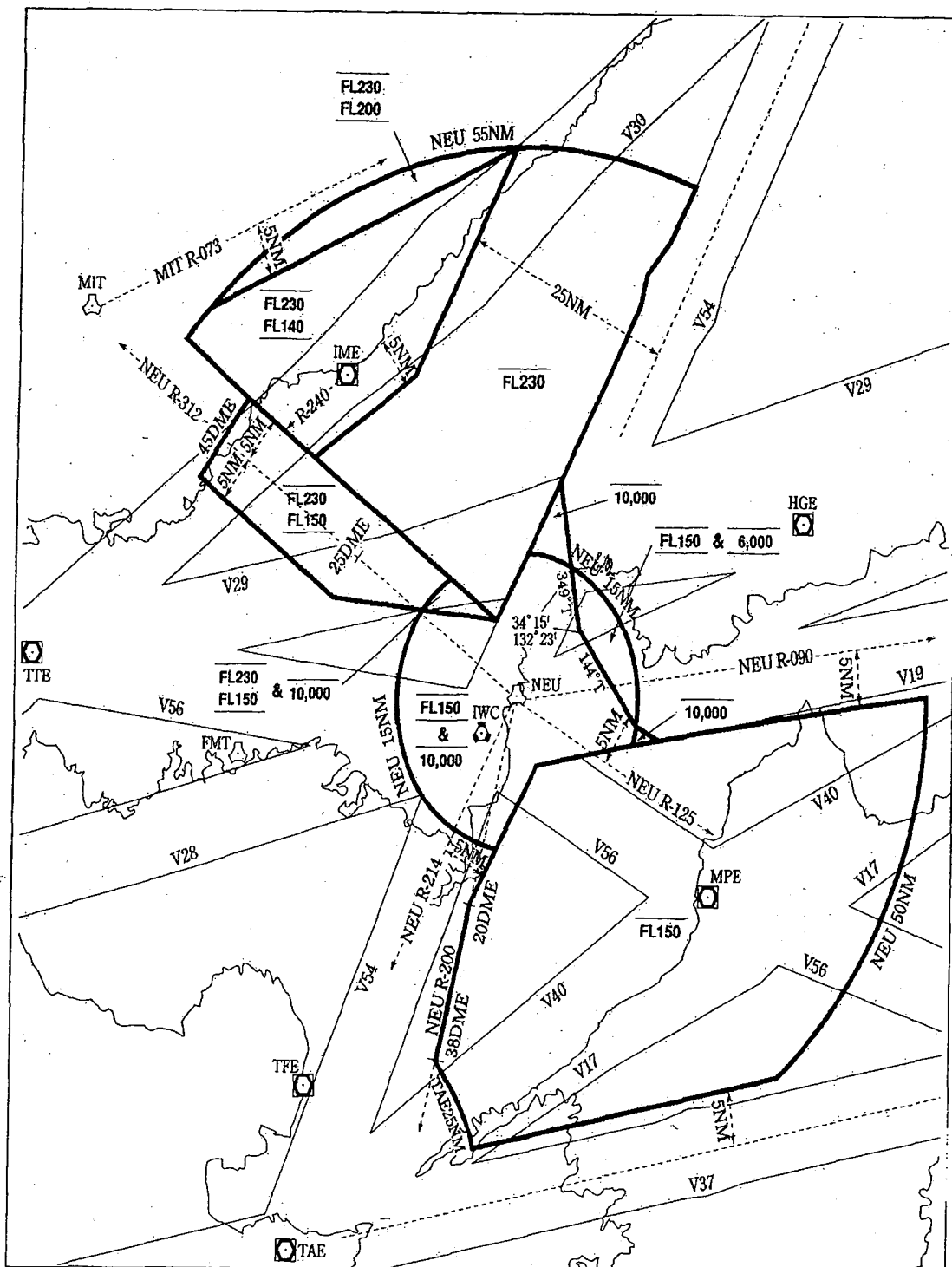
\	F/A-18C (戦闘機/攻撃機)	F/A-18E/F (戦闘機/攻撃機)	EA-6B (電子戦機)	E-2C (早期警戒機)
外 観				
全長・幅・高 (m)	16.8×13.5×4.6	18.5×13.68×4.87	17.7×15.9×4.9	17.5×28×5.6
重 量	23,537 kg	29,932 kg	27,450 kg	23,850 kg
搭載エンジン	F404-GE-402EPE ×2	F414-GE-400 ×2	P&W J52-P408 ×2	RRアリソン T56-A-427 ×2
最 大 速 度	約2,000 km/h (M 1.7+)	約2,200 km/h (M 1.8+)	920 km/h	552 km/h
航 続 距 離	2,844 km	3,054 km	1,840 km	2,860 km
乗 員	1名	E型:1名 / F型:2名	4名	5名

【出典】 概要：米海軍ホームページ <http://www.navy.mil/navydata/fact.asp>

図版：「世界航空機年鑑 2002年版」酣燈社 2003

岩国進入管制空域

岩国進入管制空域
Iwakuni Approach Control Area



厚木海軍飛行場における夜間着陸訓練に伴う騒音状況等（平成16年度）

1 訓練実施日：平成16年7月13日、14日（2日間）
平成17年1月18日、19日、21日、22日（4日間）

2 訓練機種：低騒音機

3 騒音状況：

(1) 平成16年7月13日、14日（2日間 18:00～22:00）

（単位：回）

区分	70dB以上 ～ 80dB未満	80dB以上 ～ 90dB未満	90dB以上 ～ 100dB未満	100dB以上	合計
北側	0 (0.0)	17 (8.5)	54 (27.0)	3 (1.5)	74 (37.0)
南側	15 (7.5)	20 (10.0)	6 (3.0)	1 (0.5)	42 (21.0)
合計	15 (7.5)	37 (18.5)	60 (30.0)	4 (2.0)	116 (58.0)

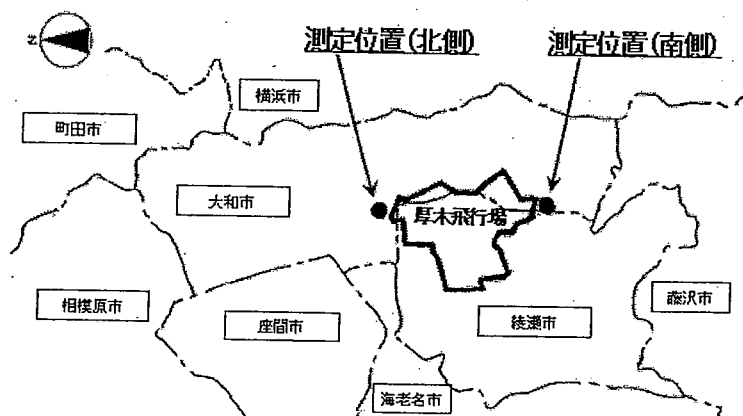
注：（ ）書は、1日当たりの平均回数である。（以下同じ。）

(2) 平成17年1月18日、19日、21日、22日（4日間 18:00～22:00）

（単位：回）

区分	70dB以上 ～ 80dB未満	80dB以上 ～ 90dB未満	90dB以上 ～ 100dB未満	100dB以上	合計
北側	8.4 (21.0)	5.9 (14.8)	2 (0.5)	0 (0.0)	14.5 (36.3)
南側	4 (1.0)	3.0 (7.5)	28.7 (71.8)	0 (0.0)	32.1 (80.3)
合計	8.8 (22.0)	8.9 (22.3)	28.9 (72.3)	0 (0.0)	46.6 (116.5)

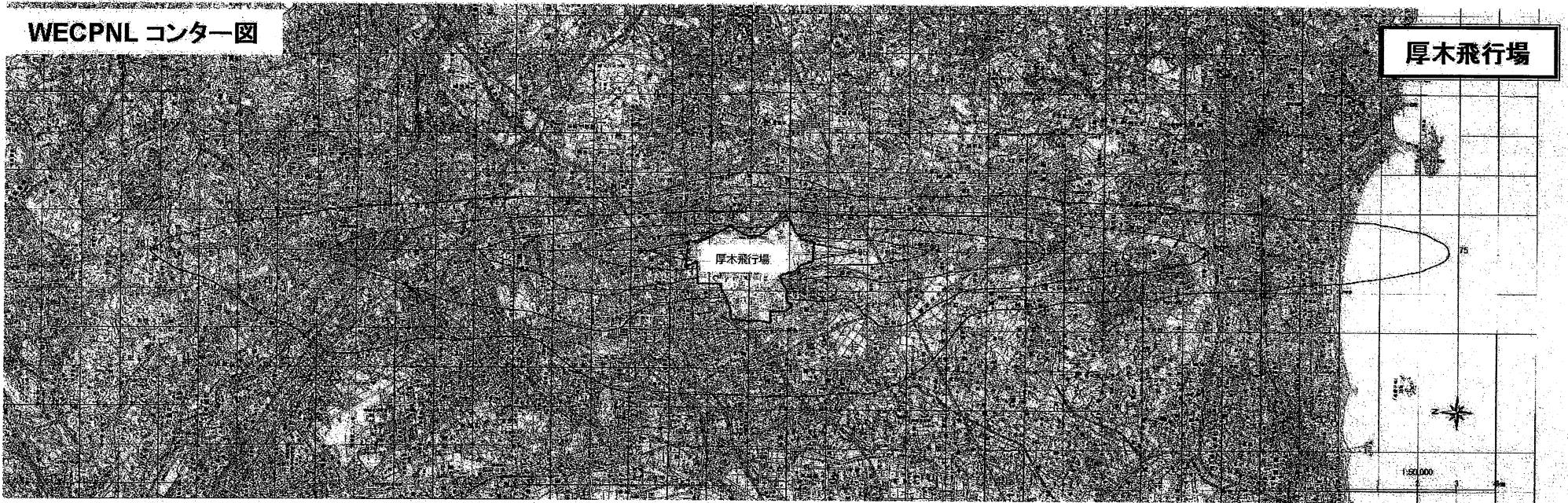
[参考：測定位置]



2 苦情件数

（単位：件）

区分	市	県	国	計
16/7/13.14	3.2	1.0	7	10.9
17/1/18.19.21.22.	4.1	5	5	14.1
計	7.3	6	12	25.3
1日当たりの件数	2.2	2.5	2.0	6.7



在日米軍による低空飛行訓練について

平成11年1月14日
外務省

平成11年1月14日、日米合同委員会は、在日米軍による低空飛行訓練について別紙を公表することに合意した。

なお、日米両国政府は、今後、必要に応じ、低空飛行訓練について協議していくこととなっている。

(了)

日本において実施される軍事訓練は、日米安全保障条約の目的を支えることに役立つものである。空軍、海軍、陸軍及び海兵隊は、この目的のため、定期的に技能を錬成している。戦闘即応態勢を維持するために必要とされる技能の一つが低空飛行訓練であり、これは日本で活動する米軍の不可欠な訓練所要を構成する。安全性が最重要であることから、在日米軍は低空飛行訓練を実施する際に安全性を最大限確保する。同時に、在日米軍は、低空飛行訓練が日本の地元住民に与える影響を最小限にする。

1. 最大限の安全性を確保するため、在日米軍は、低空飛行訓練を実施する区域を継続的に見直す。低空飛行の間、在日米軍の航空機は、原子力エネルギー施設や民間空港などの場所を、安全かつ実地的な形で回避し、人口密集地域や公共の安全に係る他の建造物（学校、病院等）に妥当な考慮を払う。
2. 在日米軍は、国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法により規定される最低高度基準を用いており、低空飛行訓練を実施する際、同一の米軍飛行高度規制を現在適用している。
3. 低空飛行訓練の実施に先立ち、在日米軍は、訓練区域における障害物ないし危険物について、定期的な安全性評価の点検を行う。更に、情報伝達及び飛行計画チャートへの記載のため、パイロットは訓練区域における変化をスケジュール策定担当部局に継続的に報告する。
4. 低空飛行を含む訓練飛行の実施に先立ち、飛行クルーは、標準的な運用手続及びクルーの連携機能をレビューするため徹底したブリーフィングを実施し、計画された飛行経路を念入りに研究する。また、整備要員と飛行クルーは離陸に先立ち航空機を点検し、航空機が安全にその任務を遂行することを確保する。
5. 在日米軍は、日本国民の騒音に対する懸念に敏感であり、週末及び日本の祭日における低空飛行訓練を、米軍の運用即応態勢上の必要性から不可欠と認められるものに限定する。
6. 米政府は、低空飛行訓練によるものとされる被害に関する苦情を処理するための、現在の連絡メカニズムを更に改善するよう、日本政府と引き続き協力する。